

池田東土地区画整理事業の区域内の新築等申請手続きの流れ

※①と②の両方の手続きが必要です

建築物の新築・改築・増築
工作物の新築・改築・増築
土地の区画形質の変更

②法第76条申請

①地区計画

土地区画整理法第76条許可申請及び
組合意見書の受理

申請先：糸島市池田東土地区画整理組合
福岡県糸島市池田103番地3
TEL 092-332-3600 事務局：井上

法第76条許可申請書
及び組合の意見書を
添付し糸島市へ提出

地区計画と
土地区画整理法第76条
の同日申請可

地区計画（申請）

申請先：糸島市 建設都市部 都市計画課
福岡県糸島市前原西1丁目1-1
庁舎3階
TEL 092-332-2077

※建築着工30日前までに届出

土地区画整理法第76条許可申請

申請先：糸島市 建設都市部 都市計画課
福岡県糸島市前原西1丁目1-1
庁舎3階
TEL 092-332-2077

許 可

調査報告書

申請先：糸島市 建設都市部 都市計画課

建築確認申請

申請先：福岡県福岡県土整備事務所（粕屋総合庁舎内）
建築指導課建築審査係(092-641-0169)
もしくは、福岡県建築住宅センター

※上記審査機関以外に申請する場合は、
調査報告書は不要です

着 工

適合通知交付
届出後、内容に問題が
なければ、約1週間～
10日で適合通知を交付

建築計画に変更があった
場合は、変更の届出

適合通知を添付して
審査機関に確認申請を提出